

別表第1（第2条関係）

【消費者行政推進事業】

区分	対象経費	補助率
1 消費生活相談機能整備・強化事業		定額
①消費生活相談対応力強化のための専門家の活用	<p>専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費 (注) 1 専門的知識を有する者は、弁護士、司法書士、一級建築士、医師、薬剤師その他の高度に専門的な知見を必要とする消費生活相談に対応するために必要な専門的知識を有する者とする。 2 専門的知識を有する者の活用については、その活用が相談員の専門性向上につながるものでなければならないものとする。</p>	
②製品関連事故等の原因究明等のための機能強化	<p>商品テスト機器の購入、試買品購入費等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費</p>	
③地方苦情処理委員会の開催及びあっせん等の強化	<p>委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費</p>	
2 消費生活相談員養成事業	<p>〔実務的研修の実施〕 実務的研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、研修に参加する者の宿泊に係る経費、教材作成・購入、その他管理に係る経費に相当する部分 〔実務的研修への参加支援〕 (法人募集型) 手当、旅費 (自治体参加型) 会計年度任用職員については、給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料。任期付短時間勤務職員については、給料、手当及び社会保険料。ただし、給料及び報酬については、一人の職員について、日額 15,000 円を上限。 (注) 本事業は常勤職員は対象外とする</p>	

<p>3 消費生活相談員等レベルアップ事業</p>	<p>〔研修開催〕 研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分 〔研修参加支援〕 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費等</p>	<p>定額</p>
<p>4 消費生活相談体制整備事業</p>	<p>ア 以下の（a）～（c）に掲げる業務を円滑に実施するための （i）消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の勤務時間及び勤務日数の拡大 （ii）消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の配置・増員 （iii）消費者行政担当者による時間外勤務 に係る経費 （a）消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 12 条の規定に基づく消費者事故等の消費者庁への通知。例えば、消費者からの苦情相談等に係る情報の P I O - N E T への入力期間の短縮 等 （b）共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク（消費者ホットライン）に参加することにより増加が見込まれる消費者からの苦情相談への対応。例えば、増加する相談に対応するために相談員を増員する 等 （c）相談分野の拡大など消費者行政の強化。例えば、新たな分野の相談対応の実施、休日相談の実施、消費生活センター等で実施する相談員養成のための実務的研修において、相談員が研修参加者へ助言・指導を行うこと、事業者指導・法執行機能の強化 等</p> <p>イ 以下の（a）から（c）までに掲げる業務を円滑に実施するための消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の報酬引上げに係る経費 （a）苦情相談における「あっせん」の実施 （b）管内の消費生活相談員等に対する助言・指導 （c）アの（a）のうち、重大事故その他の消費者事故等の情報の分析に関する業務等</p> <p>ウ 会計年度任用職員に対しては、給料、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当及び制度移行後に新たに発生した各種手当。任期付短時間勤務職員に対しては、給料、手当及び社会保険料（雇用主負担分）、常勤職員に対しては、時間外勤務手当。</p>	<p>定額</p>

	<p>(注)</p> <p>1 当該事業を選択する市町村は、必要な経費等を市町村事業計画に記載しなければならない。</p> <p>2 消費生活センターを設置する市町村については、共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク（消費者ホットライン）への接続を当該事業実施の条件とする。</p> <p>3 当該事業を実施しようとする市町村は、当該事業費の半分を目途に消費者行政経費の自主財源（交付金相当分を除く）が拡充（対平成20年度）又は充当されているものとする。</p>	定額
5 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上に向けた取組を支援するために都道府県が実施する事業で、1.の事業内容に準ずるものについては、1を準用 ・市町村等の取組を支援するための消費者行政担当者については、4を準用 	
6 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除き、当該事業の実施に必要な経費	
7 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	当該事務に要する経費として明確に区分されるもの	

【消費者行政推進事業（活用期間）】

1 原則

次の表の左欄に掲げる推進事業に定める事業区分に応じ、それぞれ右欄に定める期間とする。

事業区分	活用期間
1 消費生活相談機能整備・強化事業	—
① 消費生活センター等の整備	3年
② 消費生活相談対応力強化のための専門家の活用	7年
③ 製品関連事故等の原因究明等のための機能強化	7年
④ 地方苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化	7年
2 消費生活相談員養成事業	7年
3 消費生活相談員等レベルアップ事業	7年
4 消費生活相談体制整備事業	7年
5 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業	—
① 上記1の事業に準ずる事業	上記1に準ずる
② 市町村等の取組支援のための消費者行政担当者の体制整備	上記4に準ずる
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	7年
7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	設定なし

(注) 1 活用期間は、推進事業ごとに令和3年12月2日前に推進事業を活用した期間を含み、当該推進事業を開始した年度の初日から起算する。

2 人口5万人未満であって財政力指数0.4未満である市町村については、活用期間をそれぞれ2年延長する。

※「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

2 期間の特例等

(1) 活用期間の延長の特例

区分	特例の条件及び内容
対象事業	上記1の表中1から6までの推進事業
対象市町村等	活用期間経過後において、交付金等を活用して整備した体制を維持し、又は更に強化することを対外的に表明した市町村等
特例の内容	活用期間をそれぞれ2年延長

(注)「表明」については、毎年度、その前年度において当該市町村等が表明したかどうかを確認する。

(2) 消費生活相談員が雇止めされた場合の活用期間の措置

区分	措置の条件及び内容
対象事業	上記1の表中2から4まで及び5のうち、市町村等の取組支援のための消費者行政担当者（消費生活相談員に限る。）の体制整備に関する事業
対象市町村等	会計年度任用職員として任用された消費生活相談員の雇止めをしている市町村等
特例の内容	活用期間をそれぞれ2年短縮

(注) 1 「雇止め」については、毎年度の補助金の交付の決定時に、その前年度において雇止めを行っているか、又は雇止めを前提とした雇用ルールとなっているかを確認する。

2 該当事業区分ごとに、活用期間の最終年度の前年度までに雇止めの見直しをした市町村等を除く。

※「雇止め」とは、条例、規程等（人事等の内部規程を含む。）において、会計年度任用職員等として任用する消費生活相談員の任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一の者を任用しないとの規定若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。任用回数に上限が設けられている場合でも、任用回数の上

限を超えた後に、客観的な能力実証を行った結果として、同一の者の再度の任用が可能な場合は、「雇止め」に該当しない（ただし、その際に空白期間を設けないこと）。

別表第2（第5条、第6条関係）

【①相談機能維持・未然防止強化型（維持事業）】

1 区分		2 基準額	3 対象経費	4 補助率
① 相談機能維持・未然防止強化型	(1) 消費生活相談機能整備・強化	令和7年度の推進事業交付決定額× $\sum_t(1+\beta_t)$ β ：別に定める係数（賃上げ係数）	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費 商品テスト機器の購入、試買品購入等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費 地方苦情処理委員会に係る委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費 	10/10
	(2) 消費生活相談員等レベルアップ		<ul style="list-style-type: none"> 研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費 	
	(3) 消費生活相談体制整備		<ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員の給料、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当及び各種手当 任期付短時間勤務職員の給料、手当及び社会保険料（雇用主負担分） 常勤職員の時間外勤務手当 	
	(4) 地域社会における消費者問題解決力の強化		<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除き、当該事業の実施に必要な経費 	

【②広域連携推進型（維持事業）】

1 区分		2 基準額	3 対象経費	4 補助率
②広域連携推進型		1,200万円（消費生活相談員一人につき600万円）	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携により設置した消費生活センター等に勤務する消費生活相談員の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る）、委託料（相談業務を外部委託している場合の相談員の報酬等相当額に限る。）、負担金・補助及び交付金（広域連携の相談員の報酬等に係る分担金相当額に限る。） 	10/10
		50万円	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携により設置した消費生活センター等の行方情報提供・啓発資料作成に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 広域連携により設置した消費生活センター等に勤務する消費生活相談員が行う構成自治体の巡回に必要な旅費、使用料及び賃借料 広域連携により設置した消費生活センター等に勤務する消費生活相談員の研修参加や国家試験の受験に必要な旅費、需用費、負担金・補助及び交付金 	
		200万円	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携により新たに立ち上げた消費生活センター等又は新たな市町村等が参加する広域連携の消費生活センター等の施設改修・機器配備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、工事請負費（いずれも施設改修・機器配備に係る初期費用のみ） 	

【③地方消費者行政推進型（維持事業）】※活用期間は別表第1のとおり

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	
③地方消費者行政推進型	(1) 消費生活相談機能整備・強化	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費 ・商品テスト機器の購入、試買品購入等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費 ・地方苦情処理委員会に係る委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費 	10/10
	(2) 消費生活相談員養成	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・実務的研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、研修に参加する者の宿泊に係る経費、教材作成・購入、その他管理に係る経費に相当する部分 ・実務的研修（法人募集型）への参加に係る日当、旅費 ・実務的研修（自治体参加型）への参加に係る会計年度任用職員の給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料。任期付短時間勤務職員の給料、手当及び社会保険料。実務的研修（自治体参加型）への参加に係る会計年度任用職員の給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料 ※給料及び報酬については、一人の職員について日額1万5千円を上限	
	(3) 消費生活相談員等レベルアップ	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分 ・消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費 	
	(4) 消費生活相談体制整備	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の給料、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当及び各種手当 ・任期付短時間勤務職員の給料、手当及び社会保険料（雇用主負担分） <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の時間外勤務手当 	
	(5) 地域社会における消費者問題解決力の強化	1,500万円 （消費者庁長官が個別に認める事業を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除き、当該事業の実施に必要な経費 	

【④相談・見守り連携強化型（強化事業）】

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
④相談・見守り連携強化型	消費生活相談員一人につき600万円	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動支援等を行う消費生活相談員（定数内職員を除く。）の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）、委託料（相談業務を外部委託している場合の報酬等相当額に限る。）、負担金・補助及び交付金（広域連携の相談員の報酬等に係る分担金相当額に限る。） 	1/2
	30万円 （広域連携の場合は50万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員が行う見守り活動支援等に必要な旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 	10/10 （注）

	円)	・見守り活動支援等を行う消費生活相談員の研修参加や国家試験の受験に必要な旅費、需用費、負担金・補助及び交付金	
--	----	--	--

(注) 広域連携の構成自治体の場合、広域連携の消費生活センターを運営する市町村等に限る。

【⑤広域連携強化型（強化事業）】

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
⑤広域連携強化型	600 万円	・広域連携ファシリテーターとしての消費生活相談員の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）、委託料（相談業務を外部委託している場合の報酬等相当額に限る。）、負担金・補助及び交付金（広域連携の相談員の報酬等に係る分担金相当額に限る。）	2/3
	50 万円	・広域連携ファシリテーターとしての消費生活相談員が行う構成自治体の巡回に必要な旅費、使用料及び賃借料 ・広域連携ファシリテーターとしての消費生活相談員が行う情報提供・啓発資料作成（見守り活動支援等を含む。）に必要な旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ・見守り活動支援等を行う広域連携ファシリテーターとしての消費生活相談員の研修参加や国家試験の受験に必要な旅費、需用費、負担金・補助及び交付金	10/10
	100 万円	・広域的に運営する消費生活センターの施設改修・機器配備に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費（いずれも施設改修・機器配備に係る初期費用のみ）	
	100 万円	・周辺自治体の住民のアクセス確保のためのデジタル機器整備に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（いずれも機器配備に係る初期費用のみ）	

【⑥担い手確保、人材育成・強化型（人材確保）（強化事業）】

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
⑥担い手確保、人材育成・強化型（人材強化）実務訓練（OJT）	一都道府県につき 1,750 万円	・別記6第3（2）の取組を実施するために必要な消費生活相談修習生の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）賃金 ・別記6第3（2）の取組を実施するために必要な報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金	10/10

【⑦重点課題対応型（強化事業）】

1 区分		2 基準額	3 対象経費	4 補助率
⑦重点課題対応型	1. 消費生活相談体制の充実・強化	3,000 万円	<ul style="list-style-type: none"> 各重点課題に係る取組の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金（いずれも別記1から別記6までの事業を実施するためその報酬等を対象経費としている消費生活相談員のものを除く。） 各重点課題に係る取組に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金・補助及び交付金 	1/2
	2. 消費者の安全・安心の確保			
	3. 消費者教育等の推進			
	4. 特に緊急的・集中的に対応が求められる取組			
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備 (2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談対応力の強化 (3) 専門的知識を要する相談への対応力強化 (4) 国が指定するテーマの研修への参加 (5) 国が指定するテーマでの研修開催 			
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者事故・被害の未然防止、見守り活動の活性化 (2) 法執行体制の強化 (3) 公益通報者保護制度の普及・啓発 (4) 消費者団体訴訟制度の活用 (5) 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務 			
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者教育の推進 (2) 風評被害の払拭のための取組 (3) 食品表示制度の普及・啓発 (4) エシカル消費の普及・促進 (5) 消費者志向経営の普及・促進 (6) 食品ロス削減の普及・促進 			
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新PIO-NETシステムへの円滑な移行 (2) 災害等に乗じた消費者被害の周知・啓発、相談機能の回復 	別に消費者庁長官が定める	別に消費者庁長官が定める	別に消費者庁長官が定める

別表第3（第8条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。